

令和7年4月24日 14:00

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

熊野川(直轄管理区間)掘削土石を 採取する事業者を募集します。

紀南河川国道事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を希望する事業者を公募します。

- 【申込期間】令和7年4月25日(金)から令和7年5月15日(木)まで
- 河川内に仮置きした河道掘削土石を提供。
- 全体予定土石量 75万m³
- 採取期間は、令和7年8月1日(予定)から令和12年3月31日まで
- 河川法の規定により土石採取料が徴収されます。

＜取扱い＞ 令和7年4月25日 朝刊以降

＜配布場所＞ 新宮中央記者会、新宮記者クラブ、熊野市記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(河川) 吉村 敏
流域治水課長 木村 直樹

TEL 0739-22-4564(代)

FAX 0739-26-0629

熊野川(直轄管理区間)掘削土石の 採取希望者を公募します！

1. 公募の趣旨

近畿地方整備局紀南河川国道事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を希望する事業者を公募します。

2. 公募の概要

(1) 土石採取の基本的な考え方

- 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、採取場所に仮置した掘削土石を有償にて土石採取者に採取させるものです。
- 掘削土石の採取量は、全体で75万m³を予定しており、令和11年度までの各年度の土石量は以下に示す数量です。なお、全体及び各年の予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況により変更することがあります。
- 近畿地方整備局紀南河川国道事務所は、土石採取者の応募審査を行い決定します。土石採取者は決定後、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請が必要です。
- 決定した土石採取者が複数となり、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	全体
予定土石量	15万m ³	15万m ³	15万m ³	15万m ³	15万m ³	75万m ³

(2) 土石採取場所等

- 掘削土石の採取場所は別図のとおりです、
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿地先（熊野川左岸0.2k～0.6k付近）
三重県南牟婁郡紀宝町成川地先（熊野川左岸1.1k～1.6k付近）
三重県南牟婁郡紀宝町鮎田地先（熊野川左岸2.9k～3.1k付近）
和歌山県新宮市あけぼの地先（熊野川右岸0.4k～0.8k付近）
- 土石採取者は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所に対して個々の採取場所・仮置する土石量について指定することができません。

(3) 土石採取期間

- 掘削土石の採取期間は、令和7年8月1日（予定）から令和12年3月31日までです。
- 河川改修事業の変更が生じた場合は、近畿地方整備局紀南河川国道事務

所と土石採取者が協議のうえ、土石採取者は河川法及び砂利採取法に基づく認可の変更申請を行う必要があります。

(4) 土石採取料

- ・土石採取料は、河川法の規定により、和歌山県及び三重県の県条例に基づき徴収されます。
- ・また、土石採取料は、採取場所に関わらず、和歌山県及び三重県のそれぞれから採取量の二分の一にかかる土石採取料が徴収されます。

(5) 応募資格要件

- ・主な要件は下記のとおりです。
 - ① 協業化された協同組合として、和歌山県、三重県両県において砂利採取法に定める砂利採取業者の登録を行った者または登録中の者。なお、登録中の者は令和7年6月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出すること。令和7年6月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできません。
 - ② 砂利採取法第4条に定める業務主任者の一名を本件に専ら従事させること。

(6) 応募審査について

- ・近畿地方整備局紀南河川国道事務所は、提出書類により参加資格の確認を行います。
- ・土石採取者審査は、下記のとおりです。
 - ① 掘削土石の運搬・処理能力
 - ② 交通安全対策の具体的な方法
 - ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
 - ④ 業務主任者の資格

・スケジュール

申込書締切	令和7年	5月15日（必着）
審査通知の発送	令和7年	6月13日を予定
河川法等の申請	令和7年	6月16日～令和7年 7月11日
許可及び認可	令和7年	7月14日～令和7年 7月28日
土石採取開始	令和7年	8月 1日を予定

(7) 応募申込手続き

- ・採取希望者は、採取計画概要書、誓約書等の書類を近畿地方整備局紀南河川国道事務所に提出して下さい。
- ・申込み方法
 - ① 郵送の場合

申し込み受付期間 令和7年4月25日から令和7年5月15日

【令和7年5月15日必着のこと】

② 持参の場合

申し込み受付期間 令和7年4月25日から令和7年5月15日

【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

送付先 〒646-0003和歌山県田辺市中万呂142

近畿地方整備局紀南河川国道事務所 流域治水課 専門職 宛

3. 詳しい申請内容

詳しい申請内容については、令和7年4月25日に紀南河川国道事務所ホームページなどに掲載します。

紀南河川国道事務所ホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/>

熊野川における土石採取の申請者募集要項

1. 募集の趣旨

国土交通省（以下「河川管理者」という。）は、一級河川新宮川水系熊野川において実施する河川改修事業において発生する河道掘削土石（以下「掘削土石」という。）について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石（予定土石量 75 万 m³）を、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 25 条及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条に基づき土石採取を申請する事業者（以下「土石採取者」という。）を公募する。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ河川管理者が採取場所に仮置した掘削土石を土石採取者に採取させるものである。
- 掘削土石の採取量は、全体で 75 万 m³ を予定しており、令和 11 年度までの各年度の土石量は以下に示す数量を予定している。なお、全体及び各年の予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況及び砂利採取規制計画の変更等により変更することがある。
- 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は土石採取者が河川より搬出後自ら行うものである。なお、土石採取者は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。
参考として平成 24 年 12 月に実施した熊野川における河床土質調査は別添のとおりである。ただし、この土質調査によって掘削土石の質を保証するものではない。
- 河川管理者は、「熊野川における土石採取の申請者募集要項」の 8 に定める審査を行い、土石採取者を決定するものとする。なお、決定した土石採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定するものとする。ただし、土石採取者の事情により予定土石量の範囲内で採取量を増減できるものとする。

	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	全 体
予定土石量	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	75 万 m ³

3. 土石採取場所等

掘削土石の採取場所は別図のとおりとするが、個々の採取場所、仮置する土石量については、土石採取者は河川管理者に対して指定することができないものとする。

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿地先（熊野川左岸 0.2k～ 0.6k 付近）

三重県南牟婁郡紀宝町成川地先（熊野川左岸 1.1k～ 1.6k 付近）

三重県南牟婁郡紀宝町鮎田地先（熊野川左岸 2.9k～ 3.1k 付近）

和歌山県新宮市あけぼの地先（熊野川右岸 0.4k～0.8k 付近）

4. 土石採取期間

- (1) 掘削土石の採取は、令和7年8月1日から河川整備事業の実施期間である令和12年3月31日までとする。土石採取者は河川管理者が採取場所に仮置した掘削土石は速やかに搬出するものとする。
- (2) 河川整備事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と土石採取者が協議のうえ、土石採取者は河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の変更申請を行うものとする。

5. 土石採取料（占用料）

土石採取料（占用料）に関しては、河川法第32条の規定により、和歌山県（和歌山県河川法施行条例）及び三重県（三重県河川流水占用料等徴収条例）が徴収することとなるが、採取場所に関わらず、それぞれが採取量の二分の一にかかる土石採取料（占用料）を徴収する。

6. 応募資格要件

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。
 - ①役員に次の各号に該当する者がいる者。
 - ア 破産者で復権を得ていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 成年被後見人、被補佐人
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
 - ③過去3年間で法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (2) 協業化された協同組合として、和歌山県、三重県両県において砂利採取法第3条に定める砂利採取業者の登録を行った者または登録申請手続中の者。なお、登録申請手続中の者は審査が終了する令和7年6月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出することとし、令和7年6月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできないものとする。
- (3) 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち少なくとも一名を本件に専ら従事させることができる者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められる場合

7. 応募申込手続き等

(1) 応募申し込み手続き

採取希望者は、次の書類を近畿地方整備局 紀南河川国道事務所に提出すること。

- ①熊野川土石採取申込書（様式1）
- ②採取計画概要書（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し（なお、登録中の者は審査が終了する令和7年6月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出すること）
- ⑤当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

(2) 申込み方法

①郵送で申込む場合

申し込み受付期間 令和7年4月25日から令和7年5月15日

【令和7年5月15日必着のこと】

送り先 〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂 142

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 流域治水課 専門職 宛

②持参する場合

申し込み受付期間 令和7年4月25日から令和7年5月15日

【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂 142

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 流域治水課 専門職(3階)

(3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和7年5月12日とする。

上記期間内に近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 流域治水課 専門職 宛(FAX 0739-26-0629)に、別記様式に必要事項を記入してFAXで送付すること。回答は期間内に紀南河川国道事務所 H.P. で回答する。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡(TEL 0739-22-4813)を行ったうえでFAXすること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

(4) 土石採取者審査結果の通知日

令和7年6月13日（金）発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から 1 週間以内に文書で質問することができる。質問書は(2) 申込み方法に示す宛先に提出すること。

- (5) 本公募の決定通知を受けた土石採取者は速やかに、次に掲げる内容及び応募申込みに提出した採取計画概要書の内容について、円滑に実施するため、紀南河川国道事務所長と「熊野川河道掘削土石の採取に関する協定（以下「協定」という。）」を締結するものとする。なお、協定を締結した土石採取者のみ河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条に基づく認可の申請を行うことができるものとする。

- ・ 土石採取の基本的な考え方及び土石量等
- ・ 土石採取場所等
- ・ 土石採取期間（許可期間）
- ・ その他掘削土石の採取を円滑に実施するために必要な事項

8. 審査について

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により参加資格の確認を行う。

- (2) 土石採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

- ① 掘削土石の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

(3) スケジュール

申込書締切	令和 7 年 5 月 1 5 日（必着）
審査・決定	令和 7 年 6 月 1 1 日までに決定
審査通知の発送	令和 7 年 6 月 1 3 日
河川法等の申請	令和 7 年 6 月 1 6 日～令和 7 年 7 月 1 1 日
審査・許可及び認可	令和 7 年 7 月 1 4 日～令和 7 年 7 月 2 8 日
土石採取開始	令和 7 年 8 月 1 日

9. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

- (1) 本公募の決定通知を受け、協定を締結した土石採取者は、速やかに次の関係書類を添えて紀南河川国道事務所に河川法第 25 条（土石の採取）の許可及び砂利採取法第 16 条（砂利採取計画の認可）に基づく認可の申請を行い、許可及び認可を受けるものとする。

①河川法第 25 条申請

- ・ 河川占用許可申請書
- ・ 事業の計画概要
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 河川現況写真
- ・ 搬出経路を明示した図面

②砂利採取法第 16 条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第 3 条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事業所の名称、住所及び連絡先
- ・当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し
- ・業務主任技術者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書

※申請書の提出部数は正本 1 部、副本 5 部の計 6 部とする。

(2) 申請書の提出期限は、令和 7 年 7 月 1 1 日とする。特段の理由なく、この期限内に申請を行わない場合は、土石採取者の決定を取り消すことがある。

(3) 河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

①この許可（認可）を受けた者は、採取の期間中砂利採取法第 29 条に定める標識を設置し、かつ採取区域を明らかにするため当局紀南河川国道事務所新宮河川国道維持出張所長（以下「出張所長」という。）又は、その指名する職員立会いのうえ標識（標旗、標柱又は浮標）を設置すること。これらの標識の設置が完了した後でなければ採取に着手してはならない。

②砂利採取法第 32 条に定める採取日誌は、別紙様式 1 のとおりとする。

③毎月末に採取日誌を集計して当該月における毎月の採取量を翌月 10 日までに、別紙様式 2 により出張所長に報告すること。

④この許可（認可）に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

⑤次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

イ 許可（認可）の際の住所氏名を変更したとき。

ロ この許可（認可）に係る期間内に、この認可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。

ハ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。

⑥この許可（認可）に係る掘削及び採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。

⑦この許可（認可）を受けた者は、この許可（認可）に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

⑧河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可（認可）を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

⑨河川管理者は、この許可（認可）書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

別紙様式1

砂利等採取日誌

月日曜日天気業務主任者印

作業時間	作業開始	時分	作業終了	時分
	休止時間	時間	密着時間	時間
運搬自動車(船)台数		台	採取人員	人
砂利等採取量	区分	採取量	累計採取量	運搬自動車(船)延台数
	砂	m ³	m ³	
	砂利	x	x	
	緩込砂利	x	x	
	黒石	x	x	
合計		m ³	m ³	
砂利等販売量	区分	販売量		
		自府県	府県	府県
	砂	販売量m ³	累計販売量m ³	累計販売量m ³
	砂利			
	緩込砂利			
黒石				
合計				

記事

別紙様式2

砂利等採取月報(月分)

年 月 日

〇〇〇〇〇 所長 副所長

報告責任者 氏名

登録番号

砂利の採取計画の許可条件(4)号により、次のとおり報告します。

1. 砂利採取場の場所及び区画	f (a)		採取の場所		河川区画	
2. 河川法等の法令の施行に 基づく許可	許可年月日	許可番号	許可期限	許可量		
3. 砂利の採取のための砂利 等の設置状況	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地	採取地
4. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
5. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
6. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
7. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
8. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
9. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
10. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
11. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
12. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
13. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
14. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
15. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
16. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
17. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
18. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
19. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
20. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
21. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
22. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
23. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
24. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
25. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
26. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
27. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
28. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
29. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
30. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
31. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
32. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
33. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
34. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
35. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
36. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
37. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
38. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
39. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
40. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
41. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
42. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
43. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
44. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
45. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
46. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
47. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
48. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
49. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
50. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
51. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
52. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
53. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
54. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
55. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
56. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
57. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
58. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
59. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
60. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
61. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
62. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
63. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
64. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
65. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
66. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
67. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
68. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
69. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
70. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
71. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
72. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
73. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
74. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
75. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
76. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
77. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
78. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
79. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
80. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
81. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
82. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
83. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
84. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
85. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
86. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
87. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
88. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
89. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
90. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
91. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
92. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
93. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
94. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
95. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
96. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
97. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
98. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
99. 採取の状況	採取の状況					採取の状況
100. 採取の状況	採取の状況					採取の状況

10. その他

- (1) 土石採取者は、河川改修事業の実施期間において、河川法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。
- (2) 本件に関する土石採取事業は、掘削土石の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (3) 手続において使用する言語は日本語に限る。

以上

砂 利 等 採 取 日 誌

月 日 曜日 天気 業務主任者 印

作業時間	作業開始	時 分		作業終了	時 分		
	休止時間	時間		稼働時間	時間		
運搬自動車（船）台数		台		稼働人員	人		
砂利等採取量	区分	採取量		累計採取量	運搬自動車（船）延台数		
	砂	m ³		m ³			
	砂 利	〃		〃			
	掻込砂利	〃		〃			
	栗 石	〃		〃			
	合計	m ³		m ³			
砂利等販売量	区分	販 売 量					
		自 府 県		府 県		府 県	
	砂	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³
	砂 利						
	掻込砂利						
	栗 石						
	合計						

記 事

別紙様式 2

砂利等採取月報 (月分)

年 月 日

○○○○○

所長 殿

報告者住所

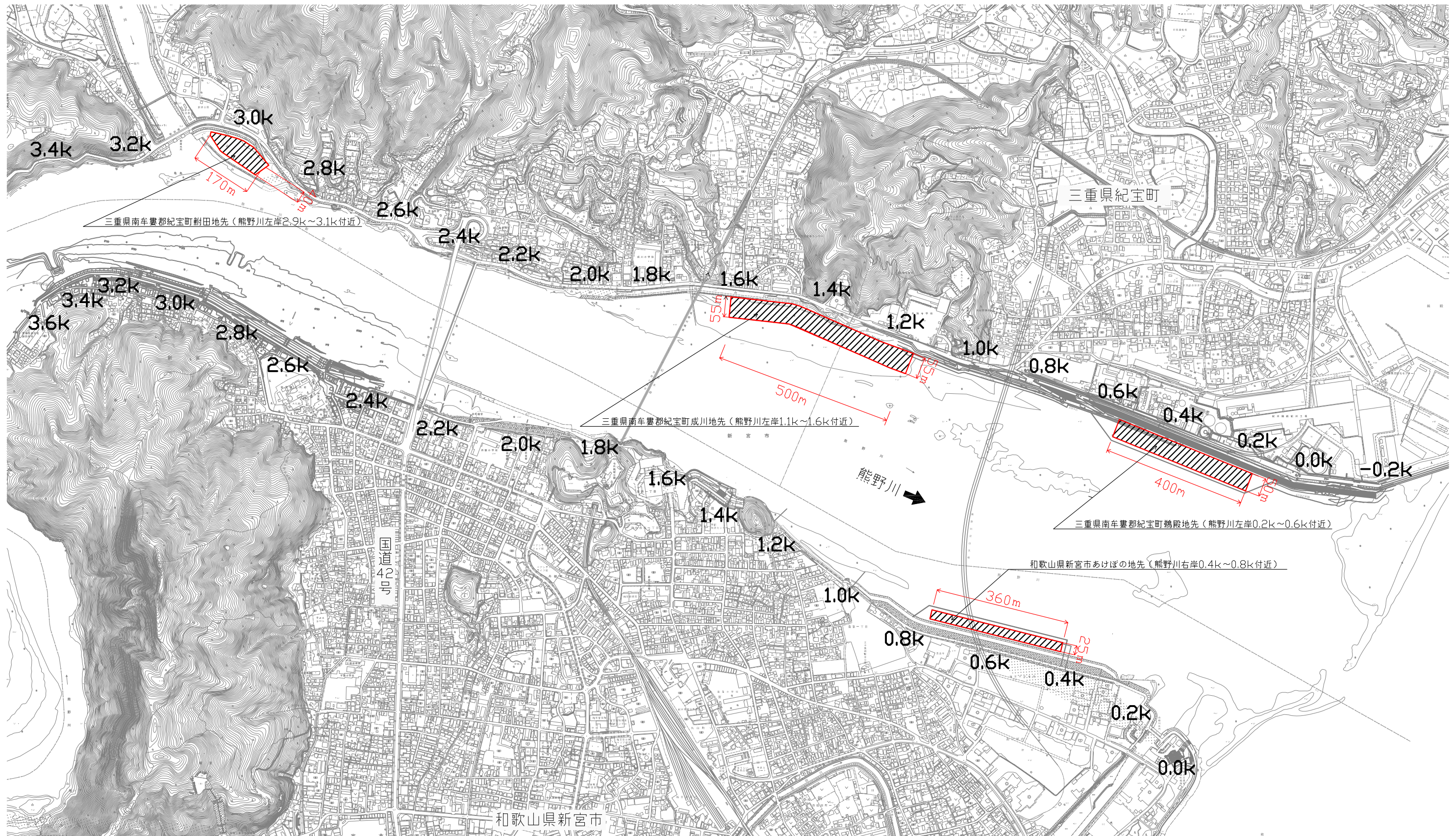
氏名

登録番号

砂利の採取計画の許可条件（４）号により、次のとおり報告します。

[illegible]

新宮川水系熊野川 平面図 S=1:10,000



熊 野 川 土 石 採 取 申 込 書

令和 年 月 日

近畿地方整備局
紀南河川国道事務所長 様

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称等

代表者氏名

印

熊野川における土石採取の申請者募集について

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申し込み
ます。

連絡先 担当者

電話番号 — —

E メール

採 取 計 画 概 要 書

氏名又は名称等（ふりがな）	[法人においては代表者氏名（ふりがな）]				
住所又は所在地	[法人においては本店の所在地] [和歌山県内または三重県に所在する支店の所在地]				
砂利採取業の登録年月日と番号 （写しを添付すること）	昭和・平成・令和	年	月	日	和歌 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日 三重 第 号
業務主任者	氏名（ふりがな） ----- 資格取得年月日・番号				
採取計画希望数量	令和 7 年度 千m3	令和 8 年度 千m3	令和 9 年度 千m3	令和 1 0 年度 千m3 全体	令和 1 1 年度 千m3 千m3
採取した土石の利用方法					
採取した土石の供給先	全量県内・一部県外・全量県外・その他（ ）				
採取した土石の運搬方法・経路	※国道や県道までの経路及びプラントまでの経路を示した地図を添付				
一日搬出予定量	m3				
運搬経路における交通安全対策	交通要所へのガードマン配置計画 有（ ）人 ・ 無				
運搬車の稼働時間	時 分 ～ 時 分				
公道汚濁防止の方法 騒音防止の方法					
洗浄選別の方法					
洗浄選別後の不要残土の処分					
プラントの所有状況	所在地 ----- 自己所有（ 新設 ・ 改修 ・ 既存 ） 貸借（所有者住所氏名： ）				

（注）① できる限り具体的に記載してください。

② 当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙（1 項目につき A 4 版 1 枚）を追加してください。

様式 3

令和 年 月 日

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所長 殿

住所

氏名又は名称等

代表者氏名

印

誓 約 書

令和 年 月 日付けで公告のありました「熊野川における土石採取の申請者募集要項」について、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
 - ①役員に次の各号に該当する者がいる者。
 - ア 破産者で復権を得ていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 成年被後見人、被補佐人
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
 - ③過去3年間で法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者。
2. 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち少なくとも一名を本件に専ら従事させることができることを誓約いたします。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないことを誓約いたします。
4. 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことを誓約します。

熊野川砂利採取質問書

令和 年 月 日

紀南河川国道事務所
流域治水課 専門職 宛
(FAX 0739-26-0629)

質問者 住所又は所在地

氏名又は名称等

担当者

電話番号 ー ー

Eメール

質問事項

熊野川河道掘削土石の採取に関する協定(案)

熊野川における河道掘削土石（以下「掘削土石」という。）の採取について、近畿地方整備局紀南河川国道事務所長（以下、「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲は、一級河川新宮川水系熊野川において実施する河川改修事業において発生する掘削土石について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石（予定土石量 75 万 m³）を、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 25 条及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条に基づき、甲が指定する場所において乙に採取させることとしている。

本協定は、掘削土石の採取を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- (1) 河川改修事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ甲が採取場所に仮置した掘削土石を乙に採取させるものである。
- (2) 乙の掘削土石の採取量は、全体で 75 万 m³ を予定しており、令和 11 年度までの各年度の土石量は以下に示す数量を予定している。なお、全体及び各年度の予定土石量は、今後の河川改修事業の実施状況により変更することがある。
- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は乙が河川より搬出後自ら行うものである。なお、乙は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	全 体
予定土石量	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	15 万 m ³	75 万 m ³

3. 土石採取場所等

掘削土石の採取場所は別図のとおりとするが、個々の採取場所、仮置する土石量については、乙は甲に対して指定することができないものとする

- 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿地先（熊野川左岸 0.2k～ 0.6k 付近）
- 三重県南牟婁郡紀宝町成川地先（熊野川左岸 1.1k～ 1.6k 付近）
- 三重県南牟婁郡紀宝町鮎田地先（熊野川左岸 2.9k～ 3.1k 付近）
- 和歌山県新宮市あけぼの地先（熊野川右岸 0.4k～0.8k 付近）

4. 土石採取期間

- (1) 掘削土石の採取は、河川改修事業の実施期間である令和 12 年 3 月 31 日までとする。乙は甲が採取場所に仮置した掘削土石は速やかに搬出するものとする。
- (2) 河川改修事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、

乙は河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条に基づく認可の変更申請を行うものとする。

5. 河川砂利採取計画について

乙は、事前に甲に提出した採取計画に基づき掘削土石の搬出を円滑に行うものとする。

なお、乙の責により甲が仮置した掘削土石の搬出の継続ができなくなった場合に甲は、河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可を改正することがある。

6. その他

乙は、河川改修事業の実施期間において、河川法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。

なお、乙またはその構成者に、不誠実な行為があったと甲が判断した場合には、河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可を取り消すことがある。

本協定の証として本書二通を作成し、甲乙とがそれぞれ記名押印のうえ各自 一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局
紀南河川国道事務所長 田中 雄三

乙 ○○○○ ○○ ○○